

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規程は、京都市上下水道局組織及び事務処理規程（以下「組織及び事務処理規程」という。）第2条に規定する次長、部長、室長、担当部長、経営改革担当部長、課長、担当課長、経営推進担当課長、経営計画担当課長、コンプライアンス担当課長、人材育成担当課長、業務管理担当課長、料金・システム企画担当課長、北部特環担当課長、京北分室担当課長、所長、場長等（以下「次長等」という。）が行う専決及び代決に関し必要な事項を定め、組織的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、経営改革担当部長が置かれなときは、経営改革担当部長の特定の専決事項に係る権限を総務部長に委譲し、経営推進担当課長又は経営計画担当課長が置かれなときは、経営推進担当課長又は経営計画担当課長の特定の専決事項に係る権限を総務課長に委譲する。

第4条第3項中「資産活用担当課長を置かないときは、資産活用担当課長の特定の専決事項に係る権限を総務課長に委譲し、」を削り、同条に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、北部特環担当課長又は京北分室担当課長が置かれな

いときは、北部特環担当課長又は京北分室担当課長の特定の専決事項に係る権限を地域事業課長に委譲する。

別表第1部長、服務監理室長及び水質管理センター所長の項中「、服務監理室長及び水質管理センター所長」を「及び技術監理室長」に改め、同項第1号中「営業所長」の右に「、水質管理センター」を加え、同項第9号中「工事施行」の右に「決定」を加え、同項に次の1号を加える。

(12) 市長祝辞、式辞、賞状等の作成に関すること。

別表第1担当部長、経営改革担当部長及び技術調整担当部長の項中「、経営改革担当部長及び技術調整担当部長」を「及び経営改革担当部長」に改める。

別表第1課長(水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。)、監察課長、業務管理担当課長、所長(水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。)及び場長の項中「、監察課長」を削り、同項第1号中「資産活用担当課長」を「経営計画担当課長、コンプライアンス担当課長」に、「北部特環担当課長、京北分室担当課長及び料金・システム企画担当課長」を「料金・システム企画担当課長、北部特環担当課長及び京北分室担当課長」に改める。

別表第1担当課長、経営推進担当課長、資産活用担当課長、人材育成担当課長、北部特環担当課長、京北分室担当課長及び料金システム・企画担当課長の項中「資産活用担当課長」を「経営計画担当課長、コンプライアンス担当課長」に、「北部特環担当課長、京北分室担当課長及び料金システム・企画担当課長」を「料金・システム企画担当課長、北部特環担当課長及び京北分室担当課長」に改める。

別表第2次長の項第4号を削り、同項第5号中「規則」を「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2総務部長の項中第10号を第12号とし、第5号から第9号までを2号ず

つ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。ただし、調達契約にあつては、管理者が別に定める随意契約に限る。

(6) 1件50,000,000円以下の工事請負契約に伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2 経営改革担当部長の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。」を「調達契約に関する事。ただし、管理者が別に定める随意契約を除く。」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(7) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関する事。

(8) 広告付きの物品の無償譲受け(広告料の支払を受ける場合を含む。)の決定及び契約に関する事。

別表第2 技術調整担当部長の項を削り、同表総務課長の項に次の8号を加える。

(7) 担当事務に係る証明に関する事。

(8) 事業用土地建物の登記に関する事。

(9) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。

(10) 無償又は1件賃料月額40,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約に関する事。

(11) 公有財産の所管換え(会計間での管理換えを伴わない課等相互間における所管換えをいう。)に関する事。

(12) 土地の立入り及び測量に関する事。

(13) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関すること。

(14) 工事の着手及び中止命令に関すること。

別表第2資産活用担当課長の項を削る。

別表第2人材育成担当課長の項第5号中「貸与」の右に「及び出納」を加える。

別表第2技術管理課長の項, 地域事業課長の項, 北部特環担当課長の項, 京北分室担当課長の項を削る。

別表第2お客さまサービス推進室長の項第7号中「に係る広報及び広聴」を削り, 同号を第9号とし, 同項第6号を同項第8号とし, 同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) お客さまサービス推進室又は営業所において行う水道及び下水道の利用促進施策の推進に係る広報及び広聴に関すること。

(7) 水道使用者のニーズの把握に関すること。

別表第2資器材・防災センター所長の項第1号中「貯蔵品()」の右に「被服及び」を加える。

別表第2営業所長の項の次に次の8項を加える。

技術監理室長

(1) 京都市地域水道の管理に関する条例(京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合を含む。次号から第4号までにおいて「条例」という。)第20条による指導, 助言及び勧告に関すること。

(2) 条例第22条による立入検査に関すること。

(3) 条例第23条による給水の停止に関すること。

(4) 条例第24条による給水装置の切離しに関すること。

	(5) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例第10条による計画の確認及び検査に関すること。
監理課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽易又は定例的な広報に関すること。 (2) 軽易又は定例的な広聴に関すること。 (3) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。 (4) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関すること。 (5) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (6) 所管に属する検査に係る検査員の指名に関すること。
地域事業課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 京都市地域水道の管理に関する条例(次号から第5号までにおいて「条例」という。)第3条及び第7条による承認に関すること。 (2) 条例第4条による水道メーターの設置に関すること。 (3) 条例第8条による設計の審査に関すること。 (4) 条例第9条による完了検査に関すること。 (5) 条例第13条による使用水量の決定に関すること。
北部特環担当課長	(1) 地域事業課に所属する職員のうち北部地域特定環境保全公共下水道事業に係る事務に従事する職員(北部特環担当課長を除く。次号から第4号までにおいて「北部特環担当職員」という。)の休暇(無

	<p>給休暇及び介護休暇を除く。), 欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 北部特環担当職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 北部特環担当職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。</p> <p>(4) 北部特環担当職員の間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当事務に係る証明に関すること。</p> <p>(6) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。</p>
<p>京北分室担当課長</p>	<p>(1) 地域事業課京北分室に勤務する地域事業課所属職員(京北分室担当課長を除く。次号から第4号までにおいて「京北分室職員」という。)の休暇(無給休暇及び介護休暇を除く。), 欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 京北分室職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 京北分室職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。</p> <p>(4) 京北分室職員の間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当事務に係る証明に関すること。</p>

- (6) 京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する京都市地域水道の管理に関する条例(次号から第10号までにおいて「条例」という。)第3条及び第7条による承認に関すること。
- (7) 条例第4条による水道メーターの設置に関すること。
- (8) 条例第8条による設計の審査に関すること。
- (9) 条例第9条による完了検査に関すること。
- (10) 条例第13条による使用水量の決定に関すること。
- (11) 京都市京北地域水道の管理に関する条例(次号において「京北水道条例」という。)第4条による給水用具の構造及び材質の指定に関すること。
- (12) 京北水道条例第8条及び第9条による使用水量の決定に関すること。
- (13) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例(次号から第17号までにおいて「京北下水道条例」という。)第4条による排水管の内径等の決定に関すること。
- (14) 京北下水道条例第5条による計画の確認及び検査に関すること。
- (15) 京北下水道条例第6条による清掃に関すること。
- (16) 京北下水道条例第16条による排出量の認定に関すること。

	(17) 京北下水道条例第17条による装置の設置に関すること。
水質管理センター所長	(1) 所属の課長及びこれに準じる者の休暇(介護休暇を除く。), 欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属の課長及びこれに準じる者の出張並びに復命に関すること。
水質第1課長	(1) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車の手続きに関すること。
水質第2課長	(1) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車の手続きに関すること。

別表第2 水道管路管理センターの課長の項第1号中「担当課長は」を「担当課長を」に改め、同項に次の2号を加える。

(16) 給水装置の修繕に係る修繕用材料の売却の決定及び売却代金の徴収に関すること。

(17) 特別給水の実施及び特別給水に係る料金等の徴収に関すること。

別表第2 南部配水管理課長の項を削り、同表中

下水道建設事務所長	(1) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (2) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車に関する許可に関すること。
水質第1課長	(1) 軽易な又は定例の広報に関すること。 (2) 軽易な又は定例の広聴に関すること。 (3) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。 (4) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車に関する許可に関すること。
水質第2課長	(1) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車に関する許可に関すること。

」

を

「

下水道建設事務所長	(1) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (2) 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による駐車に関する許可に関すること。
-----------	---

」

に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)